

木島平村カヤの平高原保健休養施設指定管理仕様書

1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び木島平村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年条例第13号）の規定に基づき、木島平村カヤの平高原保健休養施設の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

2 施設の概要

(1) 施設区分、名称及び所在地

施設区分	施設名称	所在地
カヤの平高原保健休養施設	カヤの平高原キャンプ場	木島山国有林 152 林班ハ林小班
	カヤの平高原運動広場	木島山国有林 153 林班ロ林小班
	カヤの平高原総合案内所	木島山国有林 153 林班ニ林小班
	カヤの平高原炊事施設	木島山国有林 152 林班ハ林小班

(2) 施設等の概要

別紙1のとおり

3 管理の条件

(1) 管理運営の基本方針

- ① 関係法令、条例及び規則を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- ② 指定管理施設募集要項に基づいた事業計画により事業を実施すること。
- ③ 施設の平等な利用を確保すること。
- ④ 施設の設備及び備品の維持管理（別紙2）を行い、利用者の安全と快適な施設環境を維持すること。
- ⑤ 利用者の意見、要望等を管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- ⑥ 地域の人材活用、地元事業者との連携や、地元からの訪問者数の向上をはかり、地域に根ざした事業展開に努めること。
- ⑦ 村が主催又は後援する事業について積極的に協力すること。
- ⑧ 指定管理施設の他、別に定める「カヤの平高原ロッジ貸付要項」（別紙3）に基づき、カヤの平高原ロッジを付帯施設として貸付けするので指定管理施設と併せて運営すること。
- ⑨ 施設の維持管理及び受付等の円滑な運営のため1日あたり2名の人員配置をすること。
- ⑩ 日報を毎月末に村へ提出すること。
- ⑪ 案内所の開館時間は7月及び8月は午前8時から午後5時までとし、それ以外の期間は午前8時から午後4時とする。

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 施設の清掃、維持管理及び修繕（原形を変える修繕及び模様替えを除く。）に関すること
 - ア 指定管理施設の雪囲い設置及び撤去
 - イ 発電機のオイル交換及びメンテナンス
 - ウ 滅菌機の設置管理、次亜塩素酸ナトリウム（役場より提供）の補充
 - エ 施設概要記載個所の水抜栓及び排泥バルブ閉栓及び開栓
 - オ 水源の開栓及び閉栓
 - カ 各施設周辺の草刈り、木製テーブル、ベンチ、橋の設置
 - キ レンタル用テントの貸出、清掃及び天日干し等
 - ク 年2回の汚泥点検の実施及び点検結果による適宜汲み取りの実施
- ② 施設の情報発信及び企画運営に関すること。
- ③ 施設の利用許可及び料金の収受に関すること。
- ④ 上記のほか木島平村が必要と認める業務。

(3) 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
※林道通行可能な5月上旬～11月上旬を主とする。

(4) 施設の運営

- ① 指定管理契約後の施設管理運営は、条例及び規則に基づき行うものとし、施設の利用時間及び休業日、並びに利用料金等を設定及び変更する場合は、事前協議を行い村長の承認を得ること。
- ② 指定管理者は、本業務を一括して第三者に再委託することはできないものとする。ただし、清掃など部分的な業務委託はできるものとする。

(5) 利用料金

地方自治法第244条の2第8項に基づき、利用料金の収入は指定管理者の収入とする。

(6) 指定管理料

上限額 3,250,000円/年

(7) 備品等の管理

- ① 各施設で使用している木島平村の備品は、指定管理者に無償で貸与する。なお、経年劣化等による備品の更新費用は、指定管理者が負担するものとする。
- ② 前号の備品以外で新たに必要が生じた備品の購入費用は、指定管理者が負担するものとする。
- ③ 指定管理者が購入した備品については、指定管理者に属するものとし、指定期間終了後は指定管理者が処分するか、協議により木島平村又は木島平村が指定する者に引き継ぐものとする。

(8) 管理運営に関する責任分担

指定管理者と村の責任分担は、次表のとおりとする。ただし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等を損傷、又は滅失したときは、金額の多少にかかわらず指定管理者が負担する。

項目	内容	木島平村	指定管理者
第三者への賠償	村の責めに帰すべき事由によるとき	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		○
保険加入	火災及び自然災害保険	○	
	施設賠償責任保険、第三者賠償保険		○
苦情対応	利用者等からの苦情対応		○
事故対応	施設及び管理地内における事故対応		○
定期検査等	建築基準法及び消防法に基づく定期検査料及び指摘事項に対する修繕費用	○	
維持管理	光熱水費、通信費、除草、清掃、設備点検		○
施設修繕	施設修繕に対する責任分担は右表のとおりとする。ただし、管理上の瑕疵による修繕費用は指定管理者が負担するものとする。	1件20万以上	1件20万未満
設備更新	電気給排水設備など施設の設備更新	○	
	衛星携帯の取得、設置及び撤去	○	
備品の修繕・更新	現在施設にある備品の修繕・更新		○
不可抗力	不可抗力により発生した費用負担	協議による	

カヤの平高原保健休養施設

項 目	内 容
施設の名称及び所在地	① 名 称：カヤの平高原炊事施設 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 152 林班ハ林小班 ② 名 称：カヤの平高原キャンプ場 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 152 ハ林小班外 ③ 名 称：カヤの平高原運動広場 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 153 ロ林小班 ④ 名 称：カヤの平総合案内所 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 153 ホ林小班
施設の概要	① カヤの平高原炊事施設 構造：木造平屋建 119.25 m ² 炊事場（カマド、調理台） ② カヤの平高原キャンプ場 50,227 m ² テントサイト、オートキャンプ場、公衆便所、倉庫 ③ カヤの平高原運動広場 13,960 m ² ④ カヤの平総合案内所 構造：木造2階建 143.24 m ² ミーティング室、休養室、男女身障者用便所 ⑤ 付帯施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌処理装置（TSS 汚水処理システム） 216 m² ・ 給水施設（滅菌室） 9.36 m² ・ 発電施設（トタン造、ディーゼル発電機 2 台） 47.5 m² ⑥ 備品（別紙 2 のとおり）